

「指定介護老人福祉施設」利用料金表

特別養護老人ホームあさくら苑

消費税改定に伴い、令和3年4月1日から利用料金が下記のように変更になります。

※A) + その他の加算(個別に算定) + B) がご利用料金となります。

※加算については随時、準備が整い次第の算定となりますのでご理解のほどお願い致します。

A) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位:介護報酬単位)

項目 / 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ユニット型介護老人福祉施設サービス費	652	720	793	862	929
② 日常生活継続支援加算	46	46	46	46	46
③ 看護体制加算 I	4	4	4	4	4
④ 看護体制加算 II	8	8	8	8	8
⑤ 夜勤職員配置加算 II:18単位、IV:21単位	21	21	21	21	21
日額単位小計 ①~⑤の合計	731	799	872	941	1,008
⑥ 月額単位小計 30日で計算	21,930	23,970	26,160	28,230	30,240
⑦ 介護職員処遇改善加算 I ⑥×8.3%	1,820	1,990	2,171	2,343	2,510
⑧ 介護職員等特定処遇改善加算 I ⑥×2.7%	592	647	706	762	816
⑨ 介護保険給付対象合計 ⑥+⑦+⑧	24,342	26,607	29,037	31,335	33,566
⑩ 地域区分換算額(円) ⑨×10.14	¥246,827	¥269,794	¥294,435	¥317,736	¥340,359
A) 介護費用自己負担額(1割)	¥24,683	¥26,980	¥29,444	¥31,774	¥34,036
A) 介護費用自己負担額(2割)	¥49,366	¥53,959	¥58,887	¥63,548	¥68,072
A) 介護費用自己負担額(3割)	¥74,049	¥80,939	¥88,331	¥95,321	¥102,108

- ① 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。
- ② 日常生活継続支援加算： 重度者に係る要件を満たし、介護福祉士が入居者数の1/6以上を満たす場合算定。
※重度者に係る要件…要介護4~5の新入居者割合が70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の新入居者割合が65%以上、喀痰の吸引・胃ろう等の経管栄養が必要な入居者割合が15%以上、のいずれかが満たす場合。
- ③ 看護体制加算 I： 常勤の看護師を配置している場合に算定。
- ④ 看護体制加算 II： 看護職員を入居者数の1/25以上かつ基準より1名以上手厚く配置し、24時間連絡体制を確保している場合算定。
- ⑤ 夜勤職員配置加算 II (18単位)： 夜間帯に従事する職員が手厚く、人員基準より常勤換算法で1名以上多い場合算定。
夜勤職員配置加算 IV (21単位)： IIを満たし、夜間帯に看護職員又はたん吸引等が実施可能な介護職員を配置する場合。
- ⑦ 介護職員処遇改善加算 I： 介護職員の賃金等の処遇改善、資質の向上、計画的な研修の実施、昇給の仕組み等が整備されている施設で算定されます。所定単位(小計⑧)に83/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ⑧ 介護職員等特定処遇改善加算 I： ⑨とは別に、経験・技能のある介護職員その他の職員に対し処遇改善を図る場合に算定
所定単位(小計⑧)に27/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ⑩ 福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.14円で計算、小数点以下切り捨て)

◆その他の加算・費用(介護保険給付対象)

サービスの種類	料金	備考
初期加算	30単位/日	新入居および再入居時から30日間は初期加算が算定されます
外泊時費用	246単位/日	入院又は外泊時に所定単位に代えて算定。(月6日限度)
科学的介護推進体制加算	40単位/月	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に算定。
安全対策体制加算	20単位/入居時1回のみ	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定。
再入所時栄養連携加算	200単位/回	医療機関に入院し入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関と連携し栄養ケア計画の原案を作成し再入居した場合に算定。(1回限度)
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	低栄養リスクが高い方に、多職種協働により月1回以上会議を実施し、栄養ケア計画の作成・見直しを行い、週3回以上食事の観察をする場合、入所者が退所する場合に食事に関する相談支援を行う場合に算定。(経口移行・経口維持加算算定ない場合)
褥瘡マネジメント加算 I	3単位/月	褥瘡発生リスクの評価を入所時および3月に1回行い、リスク者に対し多職種協働により褥瘡ケア計画を作成・管理し、必要な情報を厚生労働省に提出した場合に算定。
褥瘡マネジメント加算 II	13単位/月	Iの要件を満たした上で、施設入所時・サービス利用開始時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者・利用者について、褥瘡の発生のない場合に算定。
口腔衛生管理加算 I	90単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月2回以上実施し、介護職員に対し年2回以上、具体的な技術的助言と指導を行う場合に算定。
口腔衛生管理加算 II	110単位/月	Iの要件を満たした上で、厚労省へのデータ提出とフィードバックの活用をした場合に算定

排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月	医師又は医師と連携した看護師が施設入所時・サービス利用開始時に評価を行い6月に1回評価を行い、その結果を厚生労働省へ報告する。評価の結果を受けて適切な対応を行い、多職種連携して排泄介護を要する原因を分析、要介護状態の軽減を目指す。少なくとも3月に1回支援計画の見直しを行う場合に算定。
排せつ支援加算Ⅱ	15単位/月	Ⅰの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している場合に算定。
排せつ支援加算Ⅲ	20単位/月	Ⅰの評価に基づき、少なくとも3か月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直している場合に算定。
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	常勤専従の理学療法士等を配置し、多職種協働により個別に機能訓練計画を作成、実施、3月に1回見直しを行い入居者へ内容を説明する場合に算定。(Ⅱと併算可)
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/日	Ⅰの要件を満たした上で、厚労省へのデータ提出とフィードバックの活用をした場合に算定。
ADL維持等加算Ⅰ	30単位/月	適切にBarthel Indexにて評価できる者が6月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省に提出。調整済みADL利得を平均して得た値が1以上である場合に算定。
ADL維持等加算Ⅱ	60単位/月	Ⅰの要件を満たし、評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が2以上である場合に算定。
自立支援促進加算	300単位/月	医師が6か月に1回以上医学的評価・見直しを行い自立支援にかかる計画策定に参加する。その評価をもとに対応が必要とされた方に対して支援計画を策定し、それに沿ったケアを実施する。3月に1回以上入所者ごとの支援計画見直しを行い、必要な情報を厚生労働省に提出した場合に算定。
療養食加算(1食あたり、1日3食を限度)	6単位/食	入居者様の病状に応じ、医師の指示に基づき食事を提供する場合
配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間	650単位/回
	深夜	1,300単位/回
看取り介護加算Ⅰ	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日
	死亡日以前2日または3日	680単位/日
	死亡日	1,280単位/日
看取り介護加算Ⅱ	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日
	死亡日以前2日または3日	780単位/日
	死亡日	1,580単位/日

※通院・入院時の医療費等は自己負担となります。

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

項目 / 利用者負担段階	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階
食費(朝食360円・昼食570円・夕食570円)	¥1,500	¥1,360	¥650	¥390
居住費 日額	¥2,006	¥1,310	¥820	¥820
B) 介護給付対象外費用(1日あたり)	¥3,506	¥2,670	¥1,470	¥1,210

☆食費・居住費の利用者負担段階については、市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」によって決められます。

- <参考> 第4段階(基準額)：市町村民税課税世帯の方が対象。
 第3段階②：市町村民税非課税世帯で年金収入等120万円超の方。
 第3段階①：市町村民税非課税世帯で年金収入等80万円超120万円以下の方。
 第2段階：市町村民税非課税世帯で年金収入等80万円以下の方。

☆入居者の入院(外泊を含む)時の居住費について

- 6日間(外泊時加算の対象期間)までの居住費は、段階に合わせて該当する上記の負担限度額のご負担をお願いします。
- 7日目以降については、段階を問わず、居住費の基準額¥2,006(1日あたり)が必要となります。
- 入院(外泊)期間中、短期入所生活介護(ショートステイ)に他の利用者が使用することがありますが、その場合は当該居室の居住費は請求しないものとします。

☆立替金手数料について(ご利用者のみ)

月額負担金 1,000円 薬代、医療費、消耗品等の買い物代行等による各種立替に関する管理費用が必要となります。